エックス線装置に関する概要

|  |
| --- |
| 1 診療施設の名称 TEL 所在地 FAX |
| 2 エックス線装置の製作社名、型式及び台数、 3 エックス線高電圧発生装置の定格出力 |
|  | 台　　数 |  台 |  |
| 製　作　者　名 |  |  |  |
| 型　　式 |  |  |  |
| 製造年月日 |  　年　　月　　日 |  　年　　月　　日 |  　年　　月　　日 |
| 装置の種類 |  固定式(移動不可)、固定式(移動可)、ポータブル |  固定式(移動不可)、固定式(移 動可)、ポータブル |  固定式(移動不可)、固定式(移 動可)、ポータブル |
| 高電圧発生装置の定格出力 |  区分 |  管電圧 |  管電流 | 撮影時間 |  管電圧 |  管電流 | 撮影時間 |  管電圧 |  管電流 | 撮影時間 |
| 長時間短時間蓄電式 |  KVp KVp KV |  mA mA μF |  － 秒 － |  KVp KVp KV |  mA mA μF |  － 秒 － |  KVp KVp KV |  mA mA μF |  － 秒 － |
| 　　用　　途 |  撮影 ・ 透視 ・ 治療 |  撮影 ・ 透視 ・ 治療 |  撮影 ・ 透視 ・ 治療 |
|  設置時の状態 |  新　品 ・ 中古品 |  新　品 ・ 中古品 |  新　品 ・ 中古品 |
|  設置年月日 |  　　年　　月　　日 |  　　年　　月　　日 |  　　年　　月　　日 |
| 4-1 エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  |  エックス線装置の共通事項 |
|  | 照　射　筒 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 絞　　り |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 線管容器、照射筒及び絞りの漏れ放射線量 |  μＣ／ｋｇ・時間 |  μＣ／ｋｇ・時間 |  μＣ／ｋｇ・時間 |
| 総ろ過量 |  ｍｍｱﾙﾐﾆｳﾑ当量 |  ｍｍｱﾙﾐﾆｳﾑ当量 |  ｍｍｱﾙﾐﾆｳﾑ当量 |
| 透視用エックス線装置 |
|  | エックス線管回路自動開放装置 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 利用線すい可動絞り装置 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 光板有効面積外照射防止装置 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 蛍光板通過後の放射線量 |  ｎＣ／ｋｇ・時間 |  ｎＣ／ｋｇ・時間 |  ｎＣ／ｋｇ・時間 |
| 蛍光板周囲と被照射体周囲の散乱線防護 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |
| 治療用エックス線装置 |
|  | ろ過板保持装置 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |  有 ・ 無 |

|  |
| --- |
| 4-2 エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要 |
|  | １週間の延べ撮影枚数 |  枚 |
| １週間の延べ透視時間 |  時間 |
| 診療施設の構造等 |  独立家屋（ 階建て）、マンション・アパート等の集合家屋（ 階）、その他（ ） |
|  耐火構造（ ）、木造・木造モルタル、プレハブ、その他（ ） |
| エックス線診療室の概要 |  エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、手術室と兼用の室、その他（ 　　　 ） |
| 診療室の遮へい |  区　分 |  材　　料 |  厚　　さ |  放射線防護に関する措置 |
|  天　　井 |  |  |  |
| 遮等へ壁いを物含 |  東　側 |  |  |  |
|  西　側 |  |  |  |
|  南 側 |  |  |  |
|  北　側 |  |  |  |
|  出入口の扉 |  |  |  |
| 診療室の壁等の外側における最大放射線量 |  マイクロシーベルト／１週間 （ マイクロシーベルト／１時間） |
| 標　識　の　有　無 |  有 ・ 無 |
| 注意事項の掲示 |  有 ・ 無 |
| 4ｰ3 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要 |
|  | 管理区域 | 管理区域の境界における最大放射線量 |  　マイクロシーベルト／１週間 |
| 立入制限措置 | 遮へい物（材質等： 　 ）による区画、白線による区画、その他（ ） |
| 標識の有無 |  有 ・ 無 |
| 敷地内の居住区域及び敷地の境界 | 人が住居する区域における最大放射線量 |  　　　マイクロシーベルト／３月間 |
| 敷地の境界における最大放射線量 |  　　　マイクロシーベルト／３月間 |
| その他 | 診療施設の見取図 |  （別添１） |
| エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況 |  （別添２） |
| 4ｰ4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 |
|  | 防護用具の保有状況 |  防護手袋（ ）、防護エプロン（ ）その他（名称： 、数量： ） |
| エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況 |  フィルムバッチ（ ）、熱ルミセンス線量計（ ）、ポケット線量計（ ） その他（名称： 、数量： ） |
| エックス線診療室等の放射線測定器の保有状況 |  有 ・ 無 （測定器名： 、数量： ） |
| その他の措置（健康診断等） |  |
| 5 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴 |
|  | 氏　　名 | 年齢 | エックス線診療に関する経歴 |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

[記載上の注意]

**１　診療施設の名称、所在地**

　　エックス線装置を備えている診療施設の名称、所在地を記入すること。

**２　エックス線装置の製作者名、型式及び台数、　３　エックス線高電圧発生装置の定格出力**

　(1) 設置しているエックス線装置の台数を記入の上、エックス線装置ごとに、製作者名（製造業者　　名）型式、製造年月日、装置の種類（固定式（移動不能のもの）・固定式（移動可能のもの）・　　ポータブルの別）、高電圧発生装置の定格出力、主な用途、設置時の状態（新品・中古の別）、　　設置年月日を記入すること。

 (2) 高電圧発生装置の定格出力については、長時間定格（透視を行う場合の定格。５分以上連続し　　てエックス線管に負荷できる値。）にあってはエックス線管最大使用電圧（波高値、KVp）及びエ　　ックス線管電流（平均値、mA）を、短時間定格（撮影を行う場合の定格。１秒以上エックス線管　　に負荷できる値。）にあってはエックス線管最大使用電圧（波高値、kVp）、エックス線管電流　　（負荷時間１秒の値、mA）及び撮影時間（秒）を、蓄電式のものにあっては最高充電電圧（kV）及　　びコンデンサー容量（μF）を記入すること。なお、短時間定格の表示が管電流時間積になってい　　る場合には、mAs単位で記入しても差し支えない。

　　（注）１　エックス線装置が撮影用のみであるものであってコンデンサーを備えていないものは、　　　　　　短時間定格のみを記入すること。

　　　　　２　高電圧変圧器の２次側に複数個の整流器とコンデンサーを組み合わせているもの（全　　　　　　波整流方式）は、連続定格、短時間定格、コンデンサーの電圧及び容量についてすべて　　　　　　記入すること。

**４－１　エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要**

　(1) エックス線装置の共通事項

　　ア　それぞれの項目について、エックス線装置ごとに記入すること。

　　イ　エックス線管容器、照射筒及び絞りの漏れ放射線量については、利用線すい以外のエックス　　　線についてエックス線管の焦点から１メートルの距離において測定した値（μＣ／kg・時間）　　　を記入すること。

 ウ　総ろ過量については、エックス線管の容器、照射筒及び絞りの固有ろ過値の和とし、着脱可　　　能なろ過板の付加ろ過量は加算しないで記入すること。

　(2) 透視用エックス線装置

　　ア　エックス線管回路自動開放装置、利用線すい可動絞り装置、蛍光板有効面積外照射防止装置　　　については、その有無を記入すること。

 イ　蛍光板については、蛍光板をエックス線管の焦点から１メートルの距離に置いた場合の蛍光　　　板を透過したエックス線の照射線量率（nＣ／kg・時間）を測定し、記入すること。

 ウ　蛍光板周囲と被照射体周囲の散乱線防護については、鉛枠を設ける等により散乱線を遮へい　　　するための措置が取られているかどうかを記入すること。

　(3) 治療用エックス線装置にあっては、ろ過板が引き抜かれたときエックス線管回路を開放位にす　　るろ過板保持装置の有無を記入すること。

**４－２　エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要**

　(1) １週間の延べ撮影枚数及び１週間の延べ透視時間については、最近１年間における１週間にお　　ける延べ最多撮影枚数、延べ最長透視時間を記入すること。なお、エックス線装置を設置後１年　　を経過していない場合には、将来の使用状況等を勘案の上、過小となることのないよう、１週間　　における延べ最多撮影枚数、延べ最長透視時間を見込み、記入すること。

　(2) 診療施設の構造については、上段、下段とも該当するものに○を付し、独立家屋の場合には何　　階建ての建物であるかを、マンション・アパート等の集合家屋の場合には家屋の何階にあるのか　　を、その他の場合には（）内にその建物の構造を簡潔に記入し、また、耐火構造のものにあって　　は（）内にその主たる建築素材を記入すること。

　(3) エックス線診療室の概要については、エックス線診療専用の室、診察室と兼用の室、手術室と　　兼用の室、その他の別に該当するものに○を付し、その他の（）内には、その内容を簡潔に記入　　すること。

　(4) 診療室の遮へい物等の概要については、天井、周囲の遮へい物等の材料、厚さを記入し、放射　　線防護に関する措置の項には鉛板（厚さ○○mm）を入れているなどその内容を簡潔に記入するこ　　と。この場合、遮へい物等には壁を含む。

　(5) 診療室の遮へい物等の外側における最大放射線量については、専用のエックス線診療室である　　場合には、診療室の壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において最大値となる場所で　　測定した線量当量率の最大値に１週間の使用時間（最多）を乗じて算定した値（マイクロシーベ　　ルト／１週間）を専用室でない場合には、遮へい物等の外側の最も近接した点で通常の使用状態　　において最大値となる場所で測定した値（マイクロシーベルト／１時間）を記入すること。なお、　　エックス線装置を２以上設置している場合には、すべてのエックス線装置に係る値の総和を記入　　すること。

　(6) 標識の有無については、エックス線診療室である旨を示す標識を掲げているかどうかを記入す　　ること。

　(7) 注意事項の掲示については、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しているかどうかを記　　入すること。

**４－３　診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要**

　(1) 管理区域

　　ア　管理区域の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における通常の使用状態　　　において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る線量当量を合計した値　　　　（マイクロシーベルト／１週間）を記入すること。この場合、線量当量は、線量当量率に１週　　　間の使用時間（最多）を乗じて算定するものとする・

　　イ　立入制限措置については、遮へい物による区画、白線による区画を行っている場合には○を　　　付し、部外者立入禁止のための柵、なわ張り等により区画している場合には、（）内にその内　　　容を簡潔に記入すること。

　　ウ　標識の有無については、管理区域である旨及び立入禁止区域である旨を示す標識を掲げてい　　　るかどうかを記入すること。

 (2) 敷地内の居住区域及び敷地の境界

　　　人が居住する区域及び敷地の境界における最大放射線量については、管理区域の境界における　　通常の使用状態において最大値となる場所で測定し、すべてのエックス線装置に係る線量当量を　　合計した値（マイクロシーベルト／３月間）を記入すること。この場合、線量当量は、線量当量　　率に３月間の使用時間（最多）を乗じて算定するものとする。

　(3) その他

　　　診療施設の見取り図を別添１として、エックス線装置を使用する室の遮へい物等の配置状況を　　別添２として添付し、エックス線診療室、管理区域、敷地内居住地域等がわかるように記入する　　こと。なお、図には、長さ、厚さ等放射線防護に関係する事項を壁、遮へい物等について記入す　　ること。

**４－４　その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要**

　(1) 防護用具の保有状況については、防護手袋、防護エプロンを備えている場合には○を付した上　　で、（）内に保有数量を記入し、防護マスク防護ずきん等その他の防護用具を備えている場合に　　は、（）内にその名称及びその数量を記入すること。

 (2) エックス診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況については、フィルムバッチ、熱ルミセ　　ンス線量計、ポケット線量計を備えている場合には○を付した上で、（）内に保有数量を記入し、　　蛍光ガラス計量計、アラームメータ等その他の測定用具を備えている場合には、（）内にその名　　称及びその数量を記入すること。

　(3) エックス線診療室等の放射線測定用具等の保有状況については、その有無を記入し、有してい　　る場合には（）内にその名称及びその数量を記入すること。

　(4) その他の措置については、エックス線診療従事者等に対して行っている健康診断等上記以外に　　行っているエックス線防護に関する措置があれば記入すること。

　**５　エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴**

　エックス線診療に従事する獣医師の氏名、年齢及びエックス線診療に関する経歴を記入し、エ　　ックス線診療に関する経歴にはエックス線診療に従事した年数、エックス線に関する講習会への　　参加状況（講習会名、開催者、開催時期、開催日数等）を記入すること。